

協議事項 1

学校園における新型コロナウイルス感染症対策等について

学校園における新型コロナウイルス感染症対策等について、協議事項として以下のとおり提案する。

令和3年7月20日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 長谷川 達也

〔神戸市立学校園における感染確認状況〕

学校園における感染者の推移（R3.7.15現在）

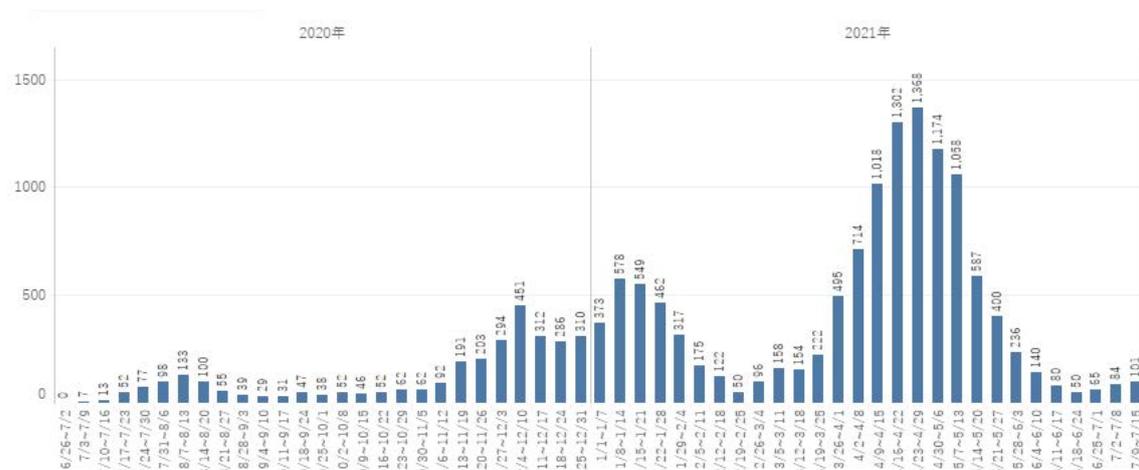
（人）

	幼稚園	小学校	中学校	特別支援学校	高校・高専	児童生徒計	教職員	総計
令和2年7月		3	3		1	7	1	8
令和2年8月		9	2		2	13	3	16
令和2年9月		24	4			28	5	33
令和2年10月		5	5		1	11	0	11
令和2年11月		19	10			29	1	30
令和2年12月		20	20	1	3	44	6	50
令和3年1月		40	51	1	5	97	7	104
令和3年2月		4	7			11	0	11
令和3年3月		19	6		2	27	4	31
令和3年4月	1	102	78	3	16	200	31	231
令和3年5月		87	62	5	14	168	22	190
令和3年6月		4	2		6	12	2	14
令和3年7月		4	11			15		15
合計	1	340	261	10	50	662	82	744

令和2年度累計	0	143	108	2	14	267	27	294
令和3年度累計	1	197	153	8	36	395	55	450

【参考】神戸市における感染者数の状況

新規感染者数の推移



7月12日以降の市立学校園の対応について

令和3年7月12日
神戸市教育委員会

本市を含む兵庫県について、「まん延防止等重点措置」が解除された。

市立学校園においては、引き続き感染防止対策の徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していくこととする。

1. 基本方針

- (1) 感染防止対策を徹底した上で、教育活動を継続する。
- (2) 感染リスクの高い教育活動については、感染症対策を実施する。
- (3) 感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校が困難な児童生徒に対しては、1人1台の学習用パソコンを活用したオンライン授業の実施等により、学びを保障する。

2. 感染防止対策の徹底

- (1) こまめな手洗いやマスクの着用、換気を徹底する。
- (2) 児童生徒等も教職員も、毎日の登校園・出勤前の健康観察を徹底する。本人だけでなく、同居の家族に風邪症状がある場合も、登校園・出勤させず、自宅で休養させることを徹底する。
- (3) 給食及び昼食時は、以下の対応を徹底する。
 - ① 食事の前後の手洗いを徹底する。
 - ② 飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応をとる。
 - ③ 食事をする時以外は、必ずマスクを着用する。

※熱中症対策として、マスクの着用については、以下の対応を行う。

- i 気温が高い時期の登下校等においては、児童生徒等の間に十分な距離を保った上で、マスクを外すよう指導する。
- ii 自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供には、マスクを外すよう、積極的に声をかける。
- iii 運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクは着用しない。

3. 学校活動

(1) 学習活動

① 歌唱・合唱

- ・ 歌唱や合唱は、国の通知等を踏まえ、マスクを着用し児童生徒同士の間隔を十分確保すること等感染防止対策を徹底した上で行う。なお、練習時間は短くし、マスク着用により息苦しくなる場合は、児童生徒の体調に十分配慮し活動を中止する。

②体育

- ・「児童生徒が密集する運動」、「近距離で接触する運動」は、できる限り屋外で実施し、少人数で行ったり時間や回数を絞る等、指導計画を工夫する。なお、「児童生徒が近距離で組み合う運動」については、当面の間実施しない。

③調理実習

- ・児童生徒が近距離で活動する調理実習は、学級を2分割し活動人数を絞る等の感染対策を講じた上で実施する。

(2) オンライン授業等

- ・感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校が困難な児童生徒に対しては、保護者の希望を踏まえ、1人1台の学習用パソコン等を活用したオンライン授業（オンラインによる個別面談・指導、授業ライブ配信等）を実施する。（小学3年生以下の児童の場合は、保護者のサポートがあることを前提とする。）
- ・オンライン授業を希望しない場合にも、デジタルドリルや紙の教材等により家庭学習を支援する。
- ・いずれの場合も、適宜学習状況や健康状態の確認を行う。

(3) 学校園行事等

- ・感染防止対策を徹底した上で修学旅行・校外学習及び保護者が参加する学校園行事等の実施を可能とする。ただし以下の点に留意する。
 - ※緊急事態宣言区域、まん延防止等重点措置区域等への移動は不可。
 - ※中学校・義務教育学校（後期課程）の修学旅行については、兵庫県内・関西圏もしくはその近隣府県とし、神戸市から概ね300km（自動車の移動で4時間程度）までの府県内とする。
 - ※運動会・体育大会については熱中症対策の観点から、原則9月20日までは実施しない。

(4) 部活動

①中学校・義務教育学校

- ・平日週4日間、各日2時間以内、土日いずれか1日、3時間以内とする。

②高等学校

- ・平日週4日間、各日2時間程度、土日いずれか1日、3時間程度とする。

③対外試合等（公式戦等を除く）の活動

- ・7月20日までは県内の活動に限る。
- ・7月21日以降は、緊急事態宣言区域、まん延防止等重点措置区域等では実施しない。
- ・宿泊を伴う活動は、その効果を十分に検討した上で実施するものとし、感染防止対策が講じられている宿泊施設に限定する。

④公式戦

- ・高体連・高野連・中体連・文化関係連盟・中央競技団体等が主催する大会（そ

の予選を含む) 及び国民体育大会 (その予選を含む) への参加にあたっては、感染防止対策の徹底を図る。

4. 心のケア等

- ・新型コロナウイルス感染症に起因する児童生徒等のストレス、いじめ、偏見等に関し心のケア等に配慮する。
- ・学校現場で感染症対策や児童生徒等の心のケアを最前線で支える教職員の精神面の負担を鑑み、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮する。

5. 学校施設開放事業

- ・感染防止対策を徹底した上で利用を可とする。

6. 教職員の服務及び研修等

(1) 外出の自粛及び 20 時以降の勤務の抑制

- ・緊急時の対応等を除き、遅くとも 20 時までに教職員が退勤できるよう、効率的な業務遂行に努める。なお、定時制高等学校及び夜間中学校においては、勤務時間終了後、速やかに退勤するように努める。

(2) フレックスタイム制の利用

- ・通勤中の人と人との接触機会の低減を図るため、学校園の運営に支障がない範囲でフレックスタイム制の利用により、積極的に時差出勤を行う。

(3) 研修等

- ・感染防止対策を徹底した上で集合研修の実施を可とする。

7. 社会教育施設

- ・青少年科学館については、金曜日・土曜日・日曜日・祝日は 19 時まで、月曜日から木曜日 (祝日除く) までは 16 時半までの開館とする。